

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2021年5月1日

5
May
2021



要確認

令和4年度がスタート 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう

令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更について、企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

.....令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック.....

□ 雇用保険制度の見直し【主な対象者: 事業主及び労働者】

- ・雇用保険料率を、年度前半(4月～9月)、年度後半(10月～令和5年3月)に分けて、段階的に引き上げ。
- ・雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長、教育訓練支援給付金の暫定措置を令和6年度まで継続。など

□ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の義務企業拡大

【主な対象者: 常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主】

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表等が常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられているところ、令和4年4月1日より、101人以上300人以下の企業にも拡大。

□ 職場におけるパワーハラスメント防止措置の中小企業事業主への義務化【主な対象者: 中小事業主】

- ・令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置を講ずることを、中小事業主についても義務化。

□ 不妊治療と仕事との両立に係る認定制度の創設

【主な対象者: 事業主】

- ・不妊治療と仕事との両立しやすい環境整備に取り組む事業主を認定する「くるみんプラス」制度を新設。



□ 育児休業制度等の個別の周知と意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け

【主な対象者: 全ての事業主】

- ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は、育児休業制度や申出先等に関する事項の周知と休業の取得意向確認を個別に行う必要がある。
- ・育児休業等の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主に研修の実施や相談窓口の設置等複数のうちから1つの措置を講ずることを義務付け。

□ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【有期雇用労働者及び事業主】

- ・有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であること」という要件を廃止。
- ・ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

★ おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。全く対応していない、対応に不安があるなど、気軽にご相談ください。なお、雇用関係の助成金などについても、令和4年度における新しい情報が徐々に公表されています。必要なものについては、適時お伝えするようにします。



施行済みの改正

令和4年4月から 65 歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

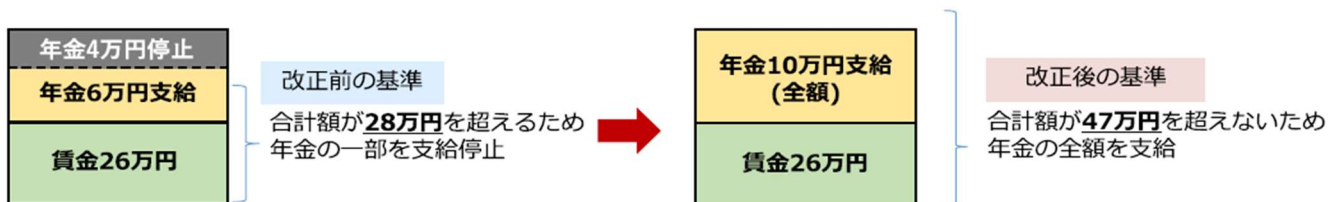
厚生年金保険への加入期間に基づいて支給される老齢厚生年金は、その受給権者が在職者（被保険者として働いている者）であるときは、一定の仕組みにより、その全部または一部の支給が停止されることがあります（在職老齢年金制度）。その制度のうち、65 歳未満の方に適用されるものが改正され、令和 4 年 4 月から施行されました。概要を確認しておきましょう。

.....65 歳未満の方の在職老齢年金制度の見直しの概要（令和 4 年 4 月～）.....

令和 4 年 3 月以前の 65 歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28 万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和 4 年 4 月以降は 65 歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47 万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47 万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

たとえば、年金の基本月額が 10 万円で総報酬月額相当額が 26 万円（合計額 36 万円）である場合は、次のような違いがでできます。



★ 65 歳前に支給される老齢厚生年金（＝65 歳未満の方の在職老齢年金制度）の対象となるのは、原則として、男性は昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれ、女性は昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの方に限られます（それより後に生まれた方は 65 歳支給開始）。

対象者が減っていく制度ですが、このような改正が行われたことは、確認しておきましょう。対象者については、年金を支給停止されずに働ける範囲が広がります。詳しい内容等については、気軽にお尋ねください。

あとがき🍀つちはし事務所より

🍀 今月の事務所通信では、令和 4 年度からの厚生労働省関係の制度変更や重要事項の総ざらえを行いました。実は企業の税制に関しても令和 4 年 4 月以降に開始する事業年度で、大きな動きがあります。岸田内閣が力を入れる賃上げに関するもので、いわゆる「賃上げ促進税制」です。給与支給額が増加した場合、中小企業で最大 40%、大企業で最大 30%の税額控除を受けられるという内容で、適用対象と適用期間は次の通りですが、詳細については 5 月以降に経済産業省の HP で公表される予定です。

適用対象：青色申告書を提出する企業者等

適用期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は、令和 5 年から令和 6 年までの各年が対象）

🍀 年金制度も、今年は改正が目白押し。在職老齢年金の改正は、継続雇用者の賃金設計にかかわってきますし、今年 10 月に予定されている社会保険の適用拡大は、パートさんの働き方を大きく変える改正です。対象は社会保険加入者が 101 人以上の事業所。対象となる事業所様、準備は出来ていますでしょうか。不明な点があればつちはし事務所までお問い合わせください。

🍀 コロナが始まって 3 回目となる GW。今年は 2 年ぶりに緊急事態宣言など行動制限のない GW となりました。が、まだコロナが終息したわけではなく「コロナとの共存」を手探りで始めているところでしょうか。経済を回して、社会を正常に戻すためにも、感染対策を行いつつ次の一步を踏み出す時が来たようです。皆様の会社ではどんな一歩を踏み出しますか？

